平成２６年（フ）第１７号
山口県阿武郡阿武町大字奈古2689番地２
債務者　大野　幸雄
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第１４８号
沖縄県那覇市東町16番12―203号　東アパート
債務者　喜久元律子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２７３号
東京都清瀬市元町１丁目19番５号グリーンコーポ105号
債務者　佐久間　響
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７０号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅21棟505号
債務者　多武　　環
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４号
釧路市星が浦大通５丁目５番49号　交運ハイツ305号
債務者　宇川　達也
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
釧路市川北町８番242号　コーポアルト142
債務者　風間由佳奈（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７２６号
横浜市泉区中田西３丁目28番１号　平野ハイムⅠ101号
債務者　丸　　裕司
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７２号
横浜市中区山元町２丁目77番地10　メゾンマルセ303号室
債務者　水城　順子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２０号
横浜市中区矢口台167番地　シーガル山手101号室
債務者　菊池　和也
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２２号
横浜市瀬谷区中央15番地24　瀬谷中央山名ビル204
債務者　佐藤　竜仁
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線235番地
債務者　本間　哲也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
北海道帯広市西８条北７丁目９番地９
債務者　本間　大悟
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０３４号
横浜市栄区飯島町440番地１
債務者　須田　尚孝
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０４４号
横浜市神奈川区大口通127番地１　マツモト第２マンション303号（住民票上の住所）
債務者　小林千絵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬3315番地１　村営住宅永谷団地４棟
債務者　恒松　玲志
1　決定年月日時　平成26年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後３時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第３９２号
東京都府中市分梅町３丁目54番地の３マ・メゾン203
債務者　鎌形　　裕
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部